

「消費者ローン事業についての 財務省布告」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。
日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

消費者ローン事業についての財務省布告

●革命団布告第五八号の第五項に基づき許可を申請しなければならない事業について(監督下にある個人融資について)の財務省布告

(前文省略)

第一項

本布告において、

「個人融資(シンチュア・スワンブッコン)」とは、目的を示さない、もしくは財またはサービスを取得させる目的をもってなす、かつ自己の事業において使用する目的を有さない、自然人に対する資金貸付、手形もしくはその他の譲渡性証券の買取、割引、割引仲買を意味する。

「監督下にある個人融資(シンチュア・スワンブッコン・パーイタイ・ガーンガムガップ)」とは、担保となる物もしくは財産がない個人融資を意味する。及び本布告に資するために、事業者が通常の商業上の販売をしない商品におけるハイヤーパーチェス及びリーシングによって生じる融資も意味する。ただし自動車及び自動二輪車カテゴリーの商品は除く。

ここに教育のための融資、外国出稼ぎの渡航のための融資、治療のための融資、事業者と雇用契約を結んだ自己の所属部署の福利厚生のための融資、及びタイ国銀行が布告規定したところに基づく融資は含めない。

「消費者(プーポリポーク)」とは、消費者保護法に基づく消費者を意味する。

「事業者(プー・プラコーブ・トゥラキット)」とは、通常の商行為として監督下にある個人融資事業を営む者を意味する。

「金融機関(サターバン・ガーンゲン)」とは、以下を意味する。

- (1) 商業銀行法に基づく商業銀行。
- (2) 金融・証券・クレジットフォンシエ業法に基づく金融会社とクレジットフォンシエ会社。
- (3) 設置法のある金融機関。

第一章

設立及び許可

第二項

監督下にある個人融資事業を、許可を申請しなければならない事業とする。

第一段の内容は以下には適用しない。

- (1) 金融機関。
- (2) 自己の事業である商品、サービス、その他の代金支払いのために消費者に個人融資を提供する者。

第三項

事業者は大臣から文面で許可を得た株式会社もしくは公開株式会社の法人でなければならない。

許可申請の提出はタイ国銀行が定めた書式に基づきタイ国銀行を通じ提出する。このとき当該書式に掲げられた証拠書類を添付する。その証拠書類には少なくとも以下がなければならない。

- (1) 登記書 [バイサムカン・サデー・ガーンジョッタビヤン] の写し。
- (2) 定款 [ナンスー・ポリコンソソティ] の写し。
- (3) 付属定款 [コーバンカップ] の写し。
- (4) 株主名簿の写し。

このほか取締役及び会計監査人の氏名、職歴、資格とともに、もしあれば支店及び支店の設置場所を知らせる。

第四項

事業者は五〇〇〇万バーツ以上の払込済み資本金がなければならない。

第二章

営業における要件

第五項

事業者は監督下にある個人融資における手数料、利息及び諸費用の詳細を勧誘書類、申込書及び契約書にすべて、はっきりと提示しなければならない。ここにタイ国銀行が定めた形式に従う。

第六項

事業者は以下をなさなければならない。

(1) 支店をオープンする際には、そのオープンの一五日以上前もってタイ国銀行に届け出る。ここに支店とは、タイ国銀行が布告規定したところに基づく支店も意味する。

- (2) 以下の場合を除き、消費者のデータを守秘する。
 - (a) 消費者から文面で承諾を得ての公開。
 - (b) 義務、もしくは捜査または訴訟審査に資するための公開。
 - (c) その事業者の会計監査人に対する公開。
 - (d) 信用情報会社への信用情報の送付。
 - (e) 法律遵守に資するための公開。
- (d) タイ国銀行から許可を得たところに基づくその他の公開。

第七項

事業者が以下の行為をなすことを禁じる。

- (1) 社債発行を除く民衆からの資金調達。
- (2) クレジットフォンシエ業の営業。
- (3) 大臣から許可を得ていない減資。
- (4) タイ国銀行から許可を得ていない本店の移転、もしくは支店の移転または開設。
- (5) 監督下にある個人融資により生じた債権を当座勘定契約に基づく債権に付け替える。ただし事前に消費者から文面で承諾を得たときはその限りではない。

当座勘定契約に基づく債権にまだ付け替えていない監督下にある個人融資により生じた債権は、利息を元本に含め、その金額で利息を計算することはできない。

- (6) 大臣から許可を得ずに監督下にある個人融資事業に係る業務を中止もしくは停止する。

第一段の第七項(3)もしくは第七項(6)の内容に基づく許可申請において、事業者はタイ国銀行を通じて、許可申請の事由説明文書を提出し、タイ国銀行は審査の上、遅滞なく大臣にその見解を提出する。

第八項

事業者は以下の件について、タイ国銀行が定めた原則、方法もしくは要件に従わなければならない。

- (1) 監督下にある個人融資サービス利用者の資格。
- (2) 監督下にある個人融資に係る利息、違約金、サービス料金、手数料。ここに徴収する利息率は法律が規定した率を超えてはならない。このとき当該利息、違約金、サービス料金、手数料を合計した最高合計率はタイ国銀行が定めた率を超えてはならない。

いずれにしても、事業者はタイ国銀行が定めたところに基づき、実際の費用に沿って、事由相当の費用を消費者に請求できる。

- (3) 監督下にある個人融資に係る安全性の検査と保全。
- (4) 債務履行の請求と督促。
- (5) 債権の販売と譲渡。
- (6) 消費者の情報に係る遂行と管理。
- (7) 苦情申立があった時の対応。
- (8) 会計作成と報告。
- (9) タイ国銀行が民衆の安全性もしくは安寧にとって必要と判断したその他の件。

第九項

事業者の取締役、マネージャー、もしくは経営権限を有する者は以下の禁止様態にあってはならない。

- (1) 破産者だったことがある。
- (2) 悪意の財に係る犯罪で禁固刑の確定判決により禁固刑を受けたことがある。

(3) 大臣が第一〇項に基づき許可取消を命じた事業者の取締役、マネージャー、経営権限を有する者であったことがある。

第一〇項

以下が明らかになった時、

(1) 事業者がいずれかの業務上の要件に違反した、もしくは従わなかった。

(2) 事業者の財務ポジションもしくは業務が公益に重大な損害を及ぼす事由となりうる。

タイ国銀行はその事業者に対し定められた期間内に違反の解決もしくは財務ポジションまたは業務の改善を命じる権限を有し、遅滞なく大臣に命令と命令に基づく遂行の結果を報告する。このとき命令日もしくは結果を知った日から三〇日を超えてはならない。

タイ国銀行が第一段に基づき定めた期間内に事業者が改善に動かなかった場合、タイ国銀行の助言により大臣は、業務改善のために定められた期間、事業者に一時的に業務の全部または一部を停止するよう命じる権限を有する。ここにおいて大臣は事業者が従う原則、方法もしくは要件を定めることもできる。

事業者が第一段の内容に基づく大臣命令に従わない場合、大臣はその事業者の個人融資事業許可の取消を命じる。このとき第二段の内容を準用する。

第一一項

事業者が監督下にある個人融資事業を取りやめたい場合、タイ国銀行を通じて大臣に届け出る。

第一段に基づく届出を受けた時、タイ国銀行は遅滞なく大臣に見解を提出するために審査する。

タイ国銀行の助言により大臣は審査の上、いつ、何らかの要件及び方法下に廃業することを許可する命令を下す。

第一二項

仏暦二五一五年一月二六日付けの革命団布告第五八号及び本布告に基づく事業者の遂行、及び本布告で定められたところに基づく業務検査、及び仏暦二五一五年一月二六日付けの革命団布告第五八号に基づく犯罪の訴訟手続きのために、タイ国銀行はタイ銀行の職員を係官に任命する権限を有する。

第一三項

係官が求めた時に、事業者の取締役、マネージャー、もしくは会計監査人は係官の望むところに従い、証言またはその事業者の事業に関連する帳簿書類及びその他の証拠を提示するために出頭しなければならない。

第一四項

効率的な監督のために、タイ国銀行は大臣に対し、第八項に基づきタイ国銀行が定めた原則、

方法もしくは要件を通知し、事業者は財務大臣の承認によりタイ国銀行が定めた原則、方法もしくは要件に従い、タイ国銀行への報告の写しを財務省に送る。

経過規定

第一五項

本布告の施行日に監督下にある個人融資事業を営んでいた者は、本布告の施行日から六〇日以内に許可申請書を提出する。

第一六項

第一五項に基づき許可申請した者で、第四項に掲げた金額を下回る払込済み資本金を有する者は、監督下にある個人融資事業の許可を得た時、本布告の施行日から六ヶ月以内に増資を登記し、払込み請求をしなければならない。

第一七項

本布告は官報告示日の翌日から施行する。[注／官報告示は二〇〇五年六月中の見通し]

仏暦二五四八年六月 x 日布告

ソムキット・チャトゥシーピタク財務大臣

(おわり)

注／

「革命団布告第五八号

第五項 以下に掲げるいずれかの事業、もしくは近似した様態の事業を許可申請しなければならない事業に定めた大臣布告があった時、大臣の許可を得ずにその事業を営むことを禁じる。

(1) 保険業

(2) 倉庫業

(3) 銀行業

(4) 貯蓄業

(5) クレジットフォンシエ業

(6) 手形保証もしくは引受業

(7) 資金調達し、その資金を他者に借り入れさせる、あるいはその資金をもって手形、もしくはその他の譲渡性証券、信用証券を購入または割り引く。

(8) 国債、株式、社債もしくは商業証券といった債権または財産上の権利を示した証券の売

買、交換。あるいは当該証券における投資に係る代理人、仲買人、マネージャー、顧問としての業務遂行。あるいは当該証券の売買、交換市場または取引センターの開設。

第一段に基づく布告において大臣は事業の種類、または形態を定めることもできる。